

小浜市木材利用基本方針

この基本方針は、国の公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定および公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日策定）に基づき、小浜市における木材の利用促進に関する方針等を定めるものである。

1 木材利用の目的

地球温暖化等の環境問題の解決には、資源やエネルギーの節約、リサイクル利用、自然エネルギーの活用など低炭素社会の実現に向けた循環型社会の構築が必要不可欠になっており、その中で木材利用による環境負荷の低減が大きな役割を果たしている。

木材は、炭素の貯蔵機能を有し再生可能な資源であることに加え、軽くて丈夫にもかかわらず加工が容易であることや、断熱性・調湿性に優れてやわらかであることから健康に優しいことなどの特性がある。

さらに市産材を利用することにより、山村地域の林業や木材産業の活性化、雇用の場の創出につながるほか、市内の森林の適正な管理が進み、森林の多面的機能を高度に発揮することができる。

これらのことを踏まえ、小浜市では公共施設等での木造化・木質化および公共工事での木材利用を積極的に推進するものとする。

2 公共建築物・公共土木工事等における木材利用の方向性

建築材料としての木材の利用促進の観点から、公共建築物について木造化を促すとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、建築材料以外の木材の利用の促進の観点から、土木・農林等の公共工事に利用可能な土木資材（チップ等含む。）としての活用、さらには公共建築物等において使用される机、椅子、書棚等の備品および紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図る。

3 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、次のとおりとする。

(1) 地方公共団体が整備する公共の用または公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民の利用に供される学校、社会福祉施設（保育園等）、病院、運動施設（体育館、武道館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、地方公共団体の事務・事業の用に供される庁舎等が含まれる。

(2) 地方公共団体以外の者が整備する前号に準ずる建築物

これらの建築物には、地方公共団体以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育園、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設および高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）の建築物が含まれる。

4 公共建築物における積極的な木造化の促進

公共建築物の整備においては、第3項の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすることまたは主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、原則木造化するものとする。

ただし、災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上または防衛上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵または使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物または博物館内の文化財を収蔵し、もしくは展示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまないまたは木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

また、木造化が困難な場合は、木造と非木造の混構造とすることで、耐火性能や構造強度の確保や建築設計の自由度等を高めることにより、積極的に木造化を促進するものとし、木造以外の構造とする場合でも、内装木質化を積極的に推進するものとする。

さらに、木材の供給先である木材製造業者その他の木材の生産に携わる者は、強度や耐火性に優れる等の品質・性能の高い木質部材の生産および供給や木材を利用した建築工法等に関する研究および技術の開発に積極的に取り組むよう、市は促すものとする。

5 環境に配慮した公共工事への間伐材の利用推進

公共工事において利用可能な工作物・施設においては、環境負荷の少ない資材である木材・間伐材製品の利用を積極的に図ることとする。

6 公共建築物・公共工事における木材の利用の目標

市が整備する公共建築物等の新築や改築、または土木・農林等の公共工事等における木材の利用に関しては、原則市または県産材を利用することとし、さらにその木材利用に向けた取組方針や目標量については、「小浜市木材利用拡大行動計画」に基づき、適切に実施することとする。

また、その取組の成果について検証するとともに、今後の取組方針や木材の利用の

促進に向けた措置の検討等を行う。

7 木材の利用促進のための推進体制

公共建築物における木造化・木質化、あるいは公共工事等における市または県産材の利用について、事業を計画する各担当部局は、関係部局と連携して木材の利用促進に努めることとする。

また、庁内関係部局が所管する補助事業についても実施主体に対し、木材・間伐材の利用促進に努めるよう指導することとする。

8 公共建築物における木材の供給体制

市は、公共建築物の建築に使用する木材について円滑な供給を図るため、木材の供給に関連する者（素材生産業者・木材市場・製材業者・工務店等）の連携が円滑に行われるよう流通の整備・合理化に努めて、品質・性能の確かな乾燥材や集成材等が安定的に生産される体制の整備に取り組むものとする。

9 市における木材利用

市においては、施設の木造化・木質化・公共事業での木材利用に努めるとともに、市民への木材の優れた特性等のPR活動に取り組むこととする。

10 民間における木材利用

市は、民間施設等が整備する第3項第2号の建築物においても積極的に木材が利用されるよう、木材の利用の促進を幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する必要がある。

さらに市は、一般の住宅や倉庫等の建築においてもさらなる木材の利用を普及していくため、効果的な施策の実施や新たな支援等を積極的に行っていくこととする。